五(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道樺戸郡新十津川町字中央三九番三七地先から同町字大和一五八番八まで	前	一九・一九〜四一・九五メートル	
	後	二四・〇五〜五二・九四メートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	北海道余市郡余市町大川町三丁目六八番一から同町大川町四丁目五四番三まで	〃
二百二十八号及び二百八十二号	北斗市茂辺地一丁目一八八番二から同市茂辺地一丁目二三番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百三十一号	石狩市厚田区望来一五番二から同市厚田区望来一一九番一八まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字大岩二四番一から同町字大岩四二番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○沖縄総合事務局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
名護市字伊差川喜知留原二一九番一から同市字許田長浜原一番二まで	前	BA 二四・九五〜一一二・三〇メートル	
	後	BA 二四・九五〜一一二・三〇メートル 三〇・〇〇〜四〇二・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	名護市字伊差川喜知留原二一七番一から同市字世冨慶大和川原八九五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日十五時

○沖縄総合事務局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
名護市字伊差川喜知留原二一九番一から同市字許田長浜原一番二まで	前	BA 二四・九五〜一一二・三〇メートル	
	後	A 二四・九五〜一一二・三〇メートル B・C 三〇・〇〇〜四〇二・〇〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊見城市字瀬長舟無小原七三番一から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	BA 一〇・〇〇〜二六・三〇〜メートル	
	後	BA 一〇・〇〇〜二六・三〇〜メートル 五六・〇〇〜一〇四・五〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	豊見城市字豊崎一番二〇三から糸満市西崎町三丁目一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所
〃	糸満市西崎一丁目一九番から同市字糸満南組二四三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	〃

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日十六時